

～平成25年度税制改正～

「新しい事業承継税制」の概要

平成25年6月

- ※1 この資料は、財務省主税局が事業承継税制に係る説明会用に作成した資料を基に、国税庁資産課税課において編集したものです。
- 2 事業承継税制についての理解を深めていただくために、ご活用ください。
- 3 「1 現行制度の概要」の中で、「★」印が付された箇所は、平成25年度税制改正事項です。

【目次】

1 現行制度の概要

事業承継税制の全体像(現行).....	1
非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度の流れ(現行).....	2
非上場株式等の相続税の納税猶予制度の適用要件等(現行).....	3
資産管理会社.....	4
相続税の猶予税額の計算方法(現行).....	5
相続税の納税猶予の適用を受けるための基本的な手続き (経産大臣・税務署長への報告).....	6
事業承継税制の適用が受けられるのは.....	7
非上場株式等の贈与税の納税猶予制度の適用要件等(現行).....	8
贈与税の納税猶予の適用を受けるための基本的な手続き (経産大臣・税務署長への報告).....	9
事業承継税制の全体像のイメージ 《生前贈与により株式の承継を行っていくケース》.....	10
[非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予・免除] 適用を受けるために必要な書類(現行).....	11
納税猶予制度の前提となる認定件数、常時雇用従業員数.....	12

2 改正の概要

事業承継税制の抜本的な見直し	13
雇用確保要件の緩和	15
利子税の負担軽減	
経営承継期間(5年間)に対応する利子税の免除〔イメージ〕	16
(参考1)利子税負担の軽減(～5年経過時)	17
(参考2)利子税負担の軽減(～20年経過時)	18
納税猶予税額の再計算の特例の創設(猶予税額の一部免除)〔イメージ〕	19
〔非上場株式等についての相続税の納税猶予・免除〕	
納税猶予税額の計算方式(債務控除に係る計算方法の見直し)	20
資産管理会社の要件の見直し	21
総収入金額の計算方法の見直し	22
認定会社が上場株式等を有する場合の納税猶予税額の計算方法の見直し	23
〔非上場株式等についての贈与税の納税猶予・免除〕	
先代経営者の役員退任要件の廃止	24
「相続等により取得した非上場株式に係るみなし配当課税の特例」の拡充	25
制度の名称変更	26
納税猶予期限の確定事由(相続税)	27
納税猶予期限の確定事由(贈与税)	28

1 現行制度の概要

事業承継税制の全体像（現行）

○事業承継税制とは、後継者が、経済産業大臣の認定を受けた非上場会社の株式等を先代経営者から相続又は贈与により取得した場合において、相続税・贈与税の納税が猶予される特例制度。

相続税の納税猶予制度

○納税猶予税額は、後継者が納付すべき相続税のうち、株式等(※)に係る課税価額の80%に対応する額。

※ 相続前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め、発行済議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限る。

・ 適用実績：約22億円(51件)

贈与税の納税猶予制度

○納税猶予税額は、後継者が納付すべき贈与税のうち、株式等(※)に係る課税価額の全額に対応する額。

※ 贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め、発行済議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限る。

・ 適用実績：約77億円(77件)

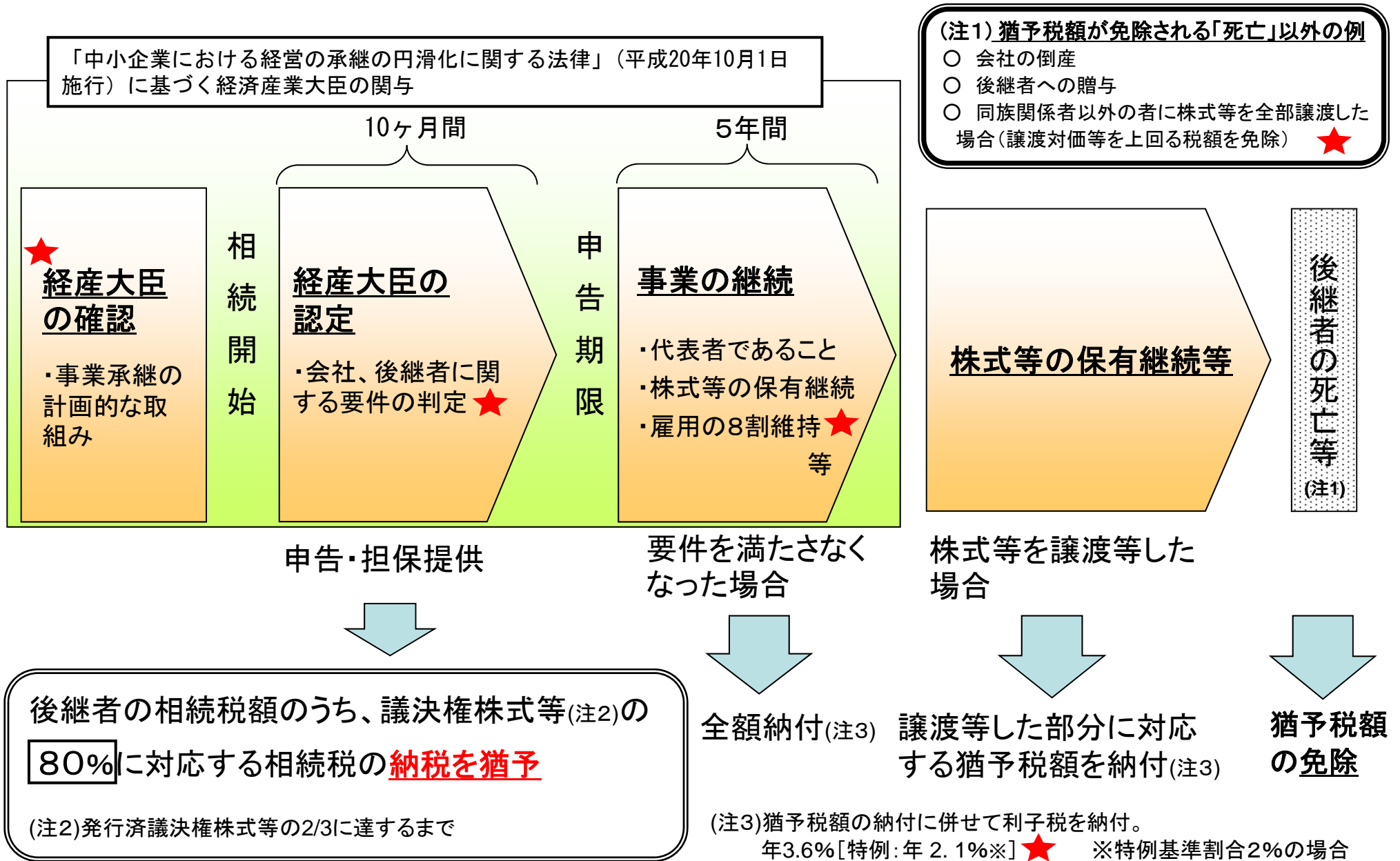
○後継者が死亡した場合等には、猶予税額の納税を免除。

○申告期限から5年間は、次のような要件を満たして事業を継続することが必要。

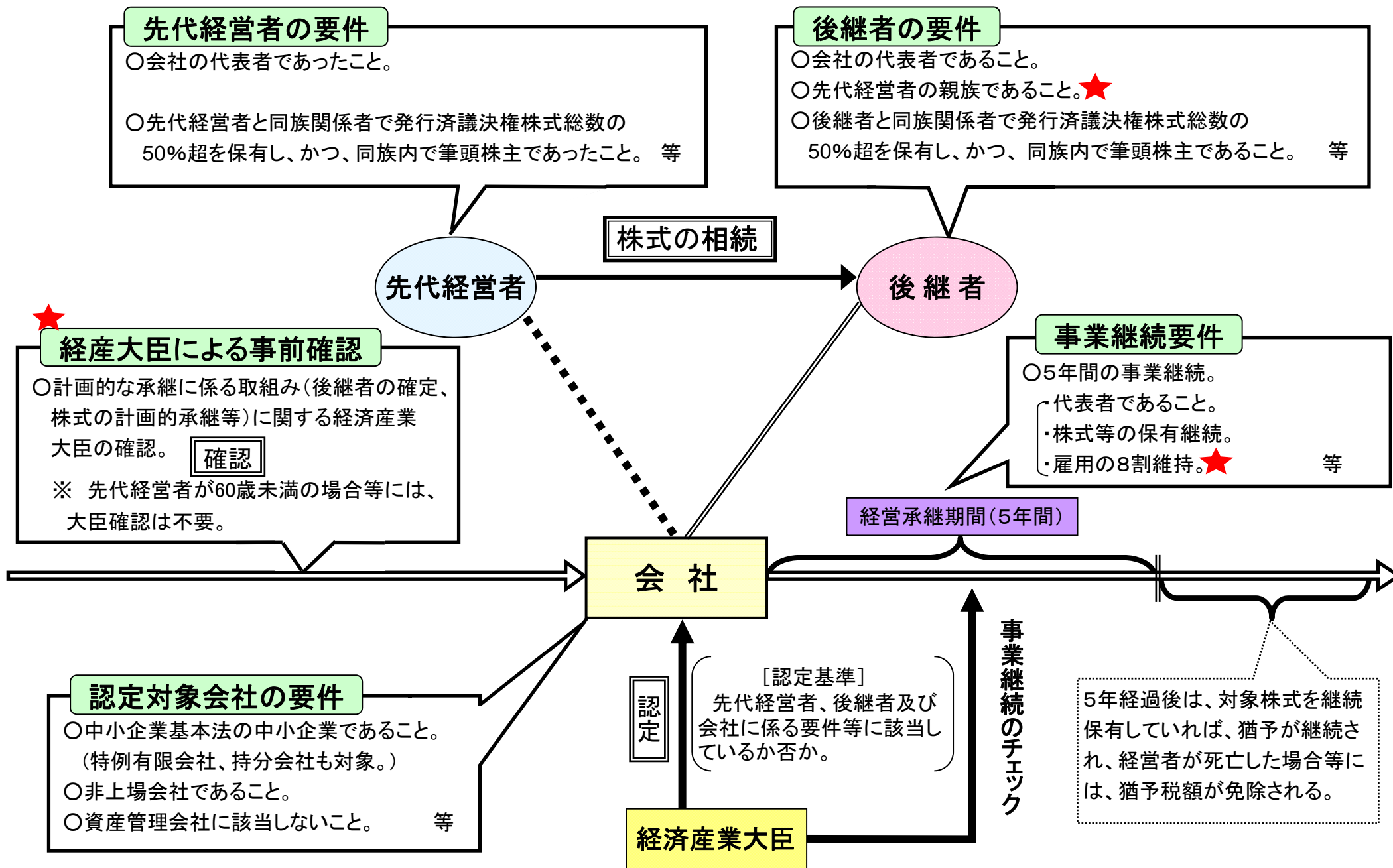
- ①後継者が代表者であること
- ②株式等の継続保有
- ★③雇用の8割維持
- ④上場会社、資産管理会社、風俗関連事業を行う会社等に該当しないこと 等

(注) 適用実績は、国税庁統計年報書(平成23年)による。

非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度の流れ（現行）

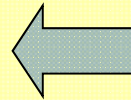


非上場株式等の相続税の納税猶予制度の適用要件等 (現行)



資産管理会社

資産保有型会社

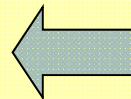


特定資産の合計額

総資産額

$\geq 70\%$

資産運用型会社



特定資産の運用収入の合計額

総収入金額

$\geq 75\%$

(注)「特定資産」とは、次に掲げる資産をいう。

- ①有価証券等
- ②現に自ら使用していない不動産
- ③ゴルフ会員権・レジャー会員権
- ④絵画、彫刻、工芸品、貴金属等
- ⑤現預金、代表者・同族関係者等に対する貸付金・未収金

相続税の猶予税額の計算方法（現行）

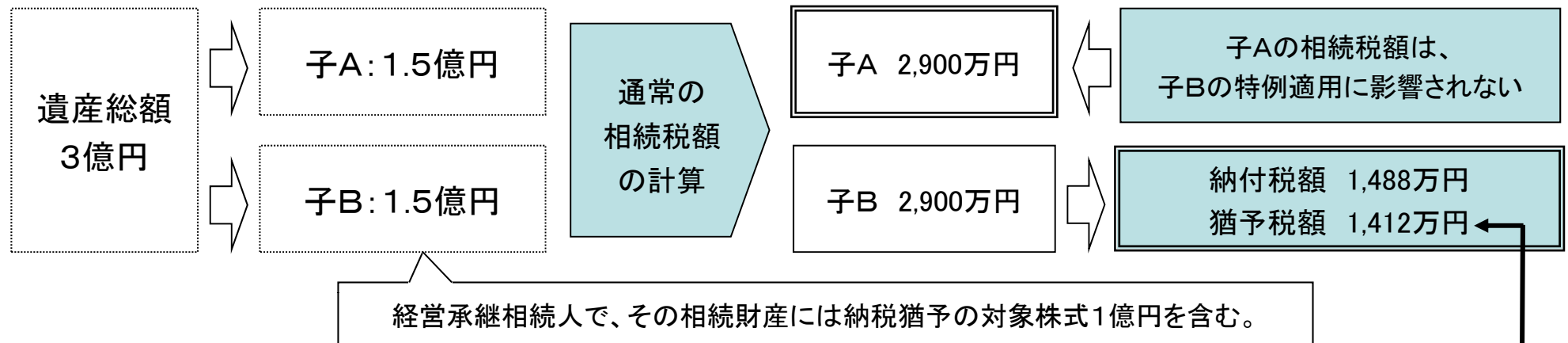
基本的な考え方

- 経営承継相続人が対象株式のみを相続するものとして、その80%に対応する相続税額の納税を猶予。
- 特例の適用により、経営承継相続人以外の相続人の税額に影響を与えないようにする。

計算例

【計算の前提】

- ・遺産総額は3億円。
- ・子2人(A・B)が法定相続分により相続し、子B(経営承継相続人)が納税猶予の対象となる株式(1億円)を相続。



子Bの猶予税額の計算

〔子Bが対象株式(1億円)のみを相続するとした場合の子Bの相続税額 <1,600万円>〕

※ 子A: 1.5億円、子B: 株1億円として計算

—

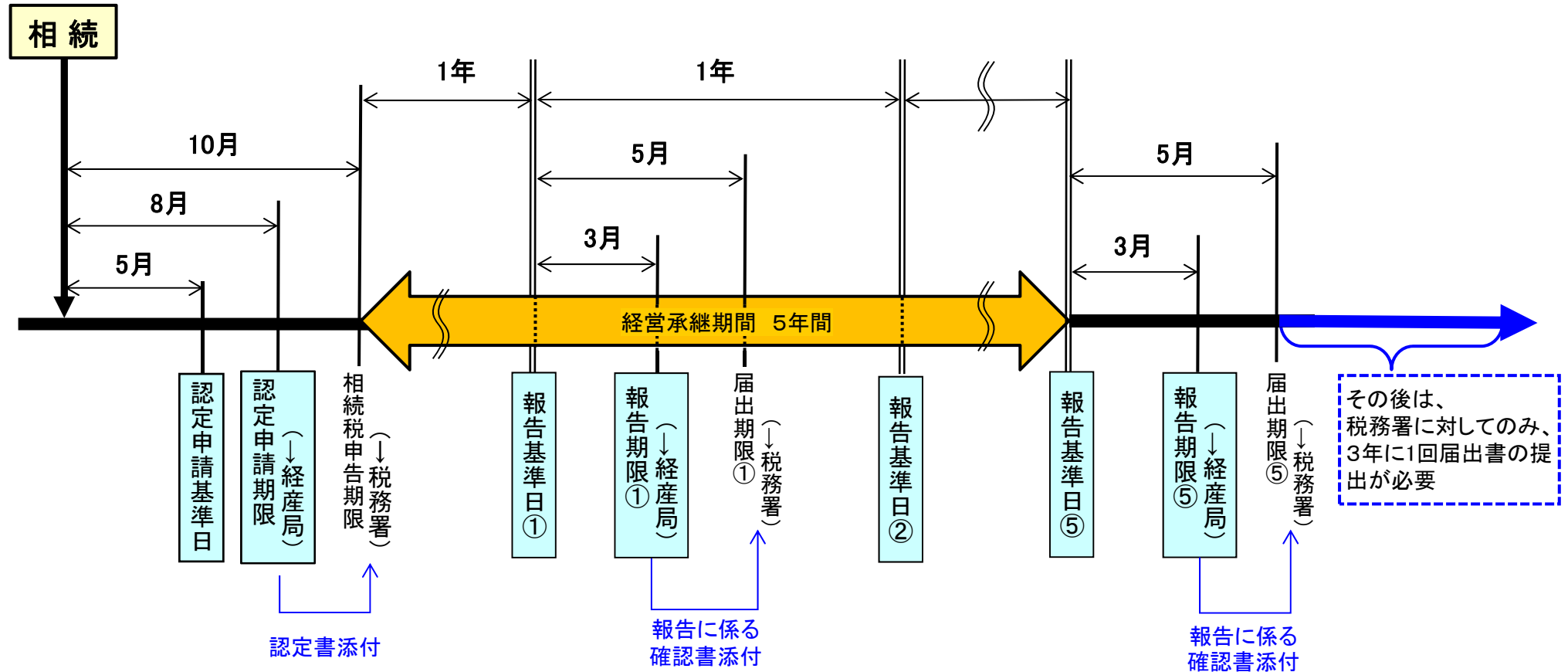
〔子Bが対象株式の20%(2,000万円)のみを相続するとした場合の子Bの相続税額 <188万円>〕

※ 子A: 1.5億円、子B: 株2,000万円として計算

=

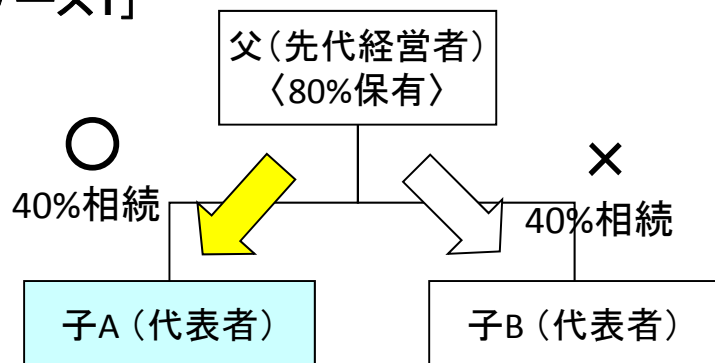
1,412万円

相続税の納税猶予の適用を受けるための基本的な手続き（経産大臣・税務署長への報告）



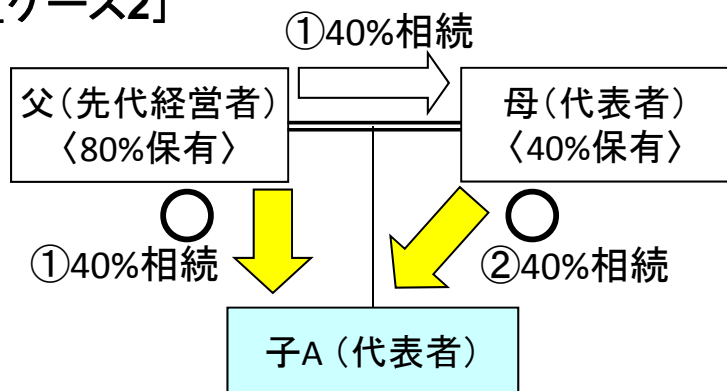
- 事業承継税制の目的は、株式の分散の防止と、株式の集中による安定的な事業継続の支援
- このため、事業承継税制の適用が受けられるのは、1つの会社につき1人

[ケース1]



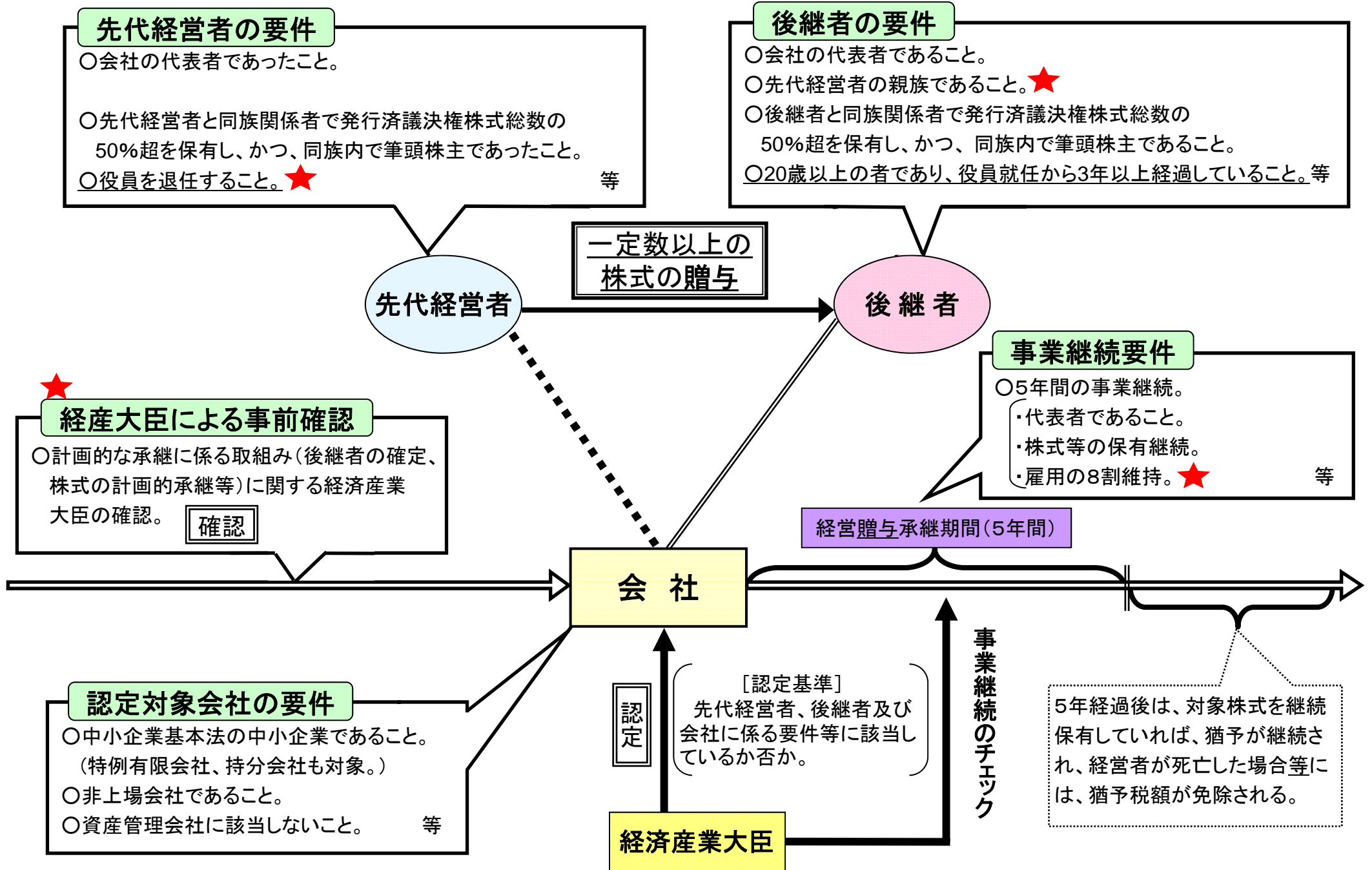
- 株式が分散すると、子A、Bのいずれも経営権を握ることができず、経営が不安定となるおそれがあり、さらに、世代を経る毎に、「ねずみ算」的に株式が分散。
- そこで、左図の場合、会社が後継者として選んだ子A一人が事業承継税制の適用対象。

[ケース2]



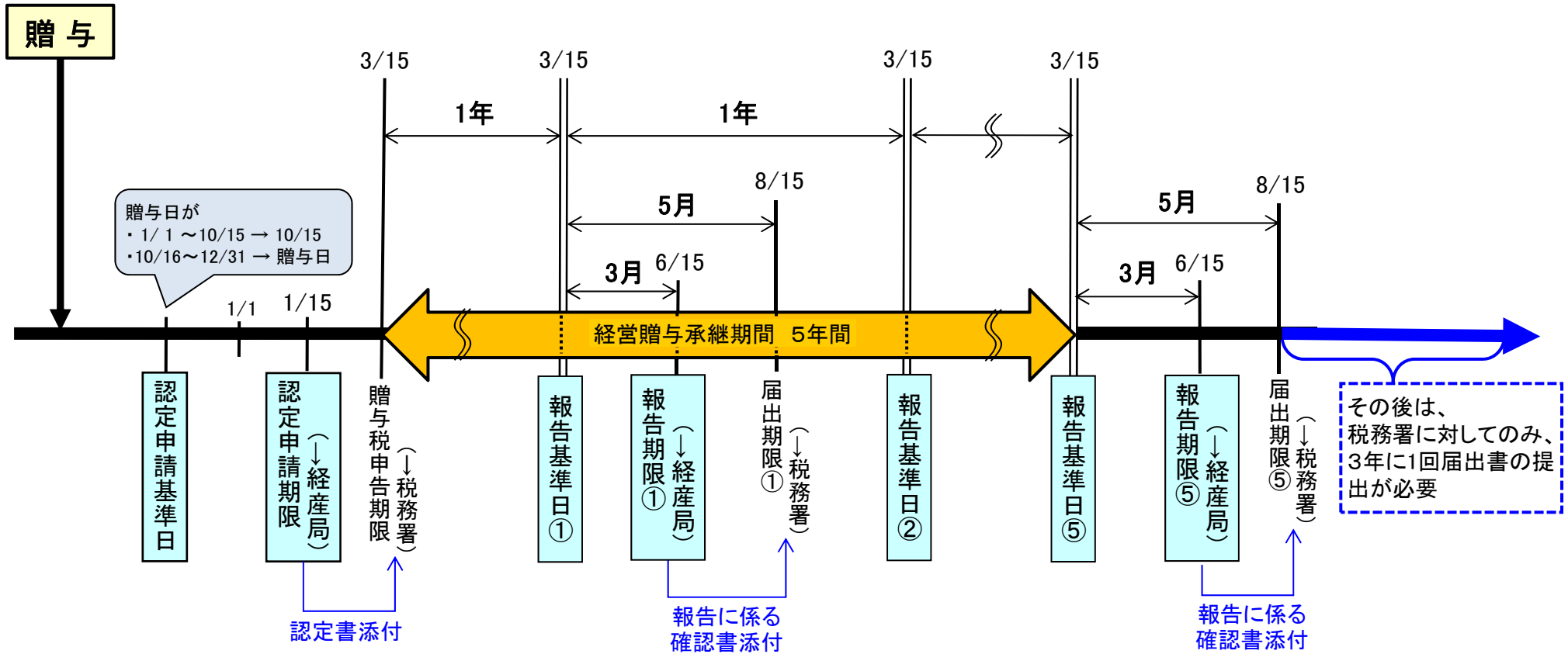
- 株式の集中が図られる場合については、異なる被相続人からの相続についても、各々、事業承継税制を適用。
- 左図の場合、父親からの相続と、その後、母親からの相続の両方に事業承継税制の適用が有り。

非上場株式等の贈与税の納税猶予制度の適用要件等 (現行)

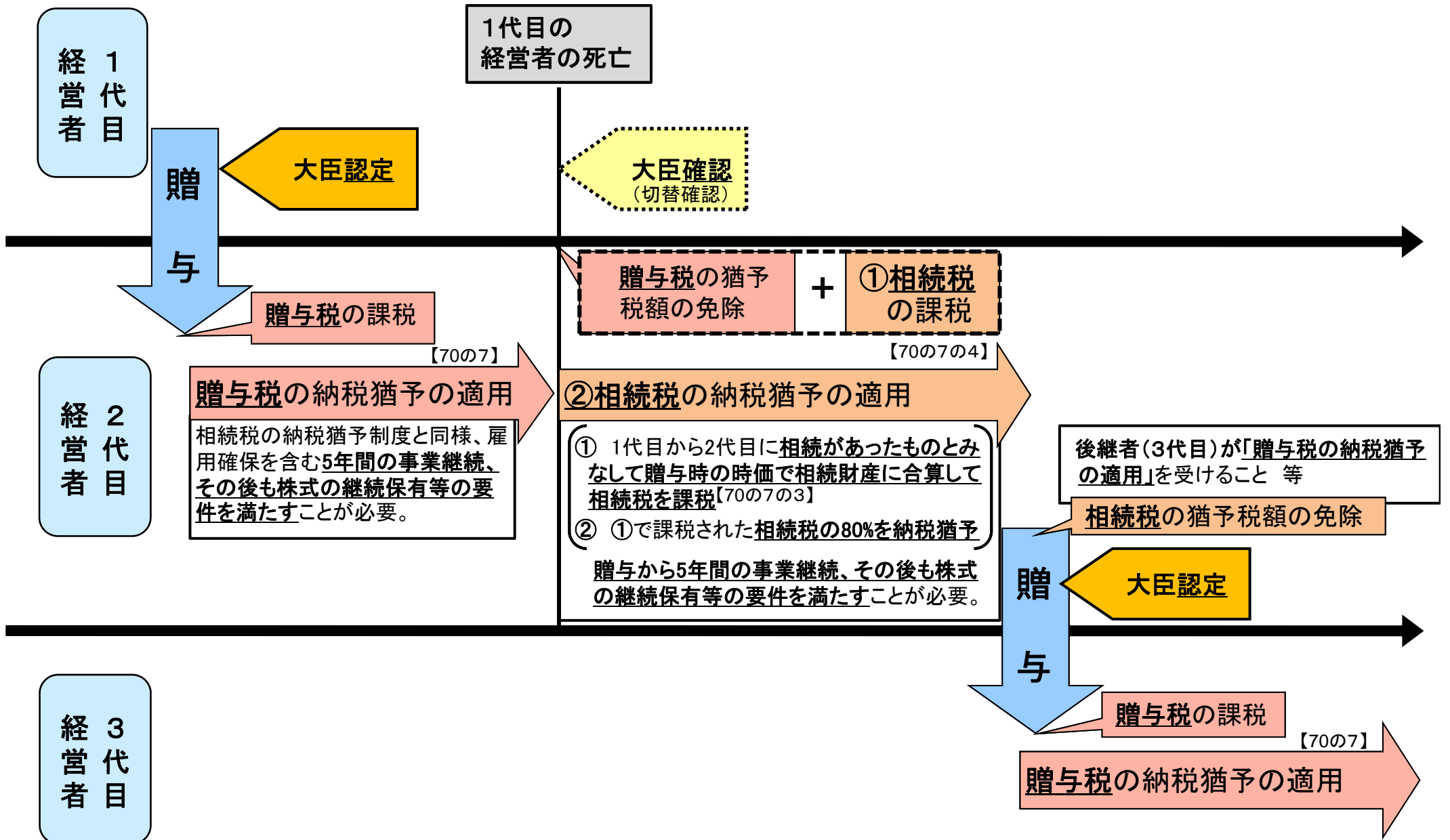


(注)下線部分は、相続税の納税猶予制度との相違部分。

贈与税の納税猶予の適用を受けるための基本的な手続き（経産大臣・税務署長への報告）



事業承継税制の全体像のイメージ 《生前贈与により株式の承継を行っていくケース》



[非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予・免除]

★適用を受けるために必要な書類（現行）

添付書類	手続書類(本体)	相続税 贈与税 の申告書	継続届出書	免除届出書
＜税務署所定の書類＞				
1	株式等納税猶予税額の計算書	○	—	—
2	認定承継会社に関する明細書	—	○	○
＜適用を受ける個人に係る書類＞				
3	戸籍の謄本又は抄本 (親族であることを明らかにする書類)	○	—	—
4	遺産分割協議書の写しなど (財産の取得を明らかにする書類)	○	—	—
5	担保提供関係書類	○	—	—
＜適用に係る認定会社の書類＞				
6	経産大臣の認定書・その申請書の写し	○	—	—
7	年次報告書・それに係る経産大臣の確認書の写し※	—	○	○
8	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員数証明書 ・登記事項証明書 ・貸借対照表と損益計算書 ・定款の写し ・株主名簿の写し (株主等の氏名・住所・議決権の数が確認できる書類)	○	○	○

※ 相続税・贈与税の申告期限後5年以内に限り、添付(提出)が必要。

納税猶予制度の前提となる認定件数、常時雇用従業員数

		平成21年度分	平成22年度分	平成23年度分	平成24年度分
相 続 税	経済産業大臣の認定	153件	133件	63件	64件
	常時雇用従業員数	5,932人	7,039人	2,747人	5,449人
	認定1件当たり	39人	53人	44人	85人
贈 与 税	経済産業大臣の認定	29件	67件	73件	68件
	常時雇用従業員数	2,149人	3,875人	5,599人	3,389人
	認定1件当たり	74人	58人	77人	50人

(備考) 中小企業庁調べ

2 改正の概要

事業承継税制の抜本的な見直し

○ 要件の緩和 ～より多くの中小企業が活用できるように～

1. 雇用確保要件の緩和 ⇒ **毎年の景気変動に配慮**
現行の要件(「毎年8割以上確保」)を「5年間平均で8割以上確保」に緩和する。
2. 後継者の親族間承継要件の廃止 ⇒ **優秀な番頭さんも後継者に**
親族外の後継者への相続又は贈与の場合であっても、相続税・贈与税の納税猶予の適用対象とする。
3. 先代経営者の役員退任要件〔贈与税〕の緩和 ⇒ **先代経営者の知見も活用**
 - (1) 先代経営者(贈与者)は、贈与時に代表者を退任すれば、贈与後に引き続き役員であっても贈与税の納税猶予の適用対象とする。
 - (2) 役員である贈与者が認定会社から給与の支給等を受けた場合であっても、納税猶予の継続を可能とする。

○ 負担の軽減 ～安心して制度を利用していただくために～

4. 利子税の負担軽減 ⇒ **利子税への不安を軽減**
 - (1) 納税猶予期間に係る利子税率を引下げ(現行:2.1%⇒0.9%(足元))
 - (2) 納税猶予期間が5年を超える場合には、事業承継期間(5年間)の利子税を免除する。
5. 納税猶予税額の再計算の特例の創設(猶予税額の一部免除) ⇒ **事業の再出発に配慮**
民事再生計画等に基づき事業を再出発させる際に、納税猶予税額を再評価し、税額を一部免除する。
6. 納税猶予税額の計算方法の見直し ⇒ **猶予される税額が、より多くなるように**
先代経営者の個人債務・葬式費用を相続税額の計算に反映されやすくする。

○ 手続の簡素化 ～手間暇を少なくし、使い勝手の良い制度へ～

7. 事前確認制度の廃止 ⇒ **突然、経営者が亡くなった場合にも制度活用可能に**
相続又は贈与前の経済産業大臣による事前確認を不要とする。
8. 提出書類の簡略化(減量) ⇒ **経産局と税務署の資料の重複を排除**
相続税等の申告書、継続届出書に係る添付書類を大幅に減量する。
9. 株券不発行会社への適用拡大 ⇒ **株券を発行しなくても制度活用可能**
株券を発行しなくても、担保提供を可能とし、株券不発行会社に制度活用の途を開く。
10. 納税猶予税額に対する延納・物納の利用 ⇒ **手元資金がない場合に配慮**
雇用確保要件が満たされなかった場合において、納税猶予税額を納付しなければならないときには、延納又は物納の利用を可能とする。

○ その他(適正化措置等)

11. 資産管理会社の要件の見直し
12. 総収入金額の計算方法の見直し
13. 資産管理会社に該当する場合で、上場株式等(1銘柄の発行済株式等の3%以上)を保有するときには、その納税猶予税額の計算上、その上場株式等相当額は算入しない。
14. みなし配当課税に係る特例措置の拡充
15. 制度の名称の変更

(注) 原則として、平成27年1月1日以後の相続若しくは遺贈又は贈与について適用する。

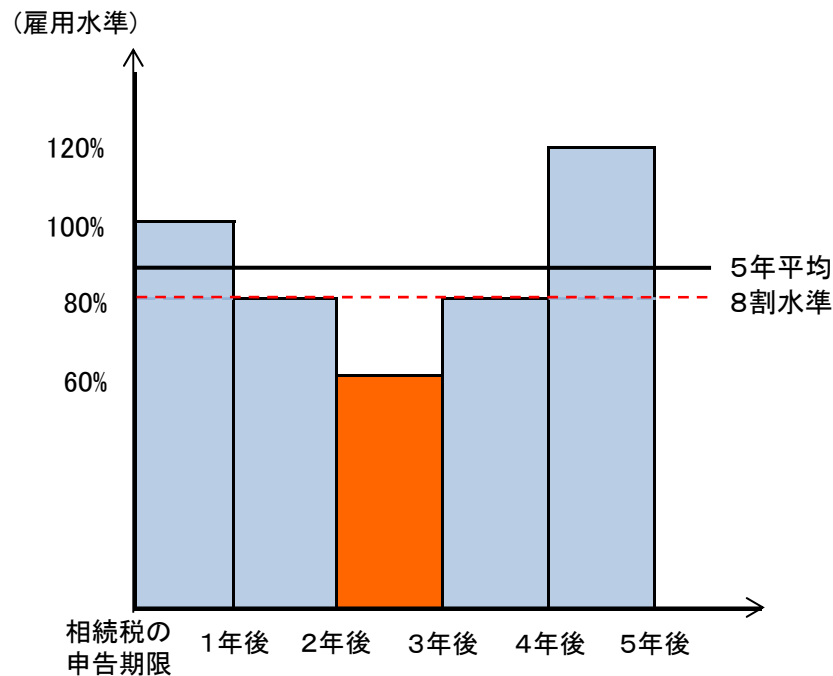
雇用確保要件の緩和

〔25年度改正〕

事業承継税制に係る「雇用確保要件」を次のように緩和する。

【改正前】 5年毎年、雇用の8割以上を確保すること。

⇒ 【改正後】 5年平均で雇用に8割以上を確保すること。



【改正前】

雇用8割を下回った時点で、認定取消し。

⇒ 納税猶予ストップ



【改正後】

5年平均で8割を確保できれば、一時的に8割を下回っても可。

⇒ 納税猶予が継続

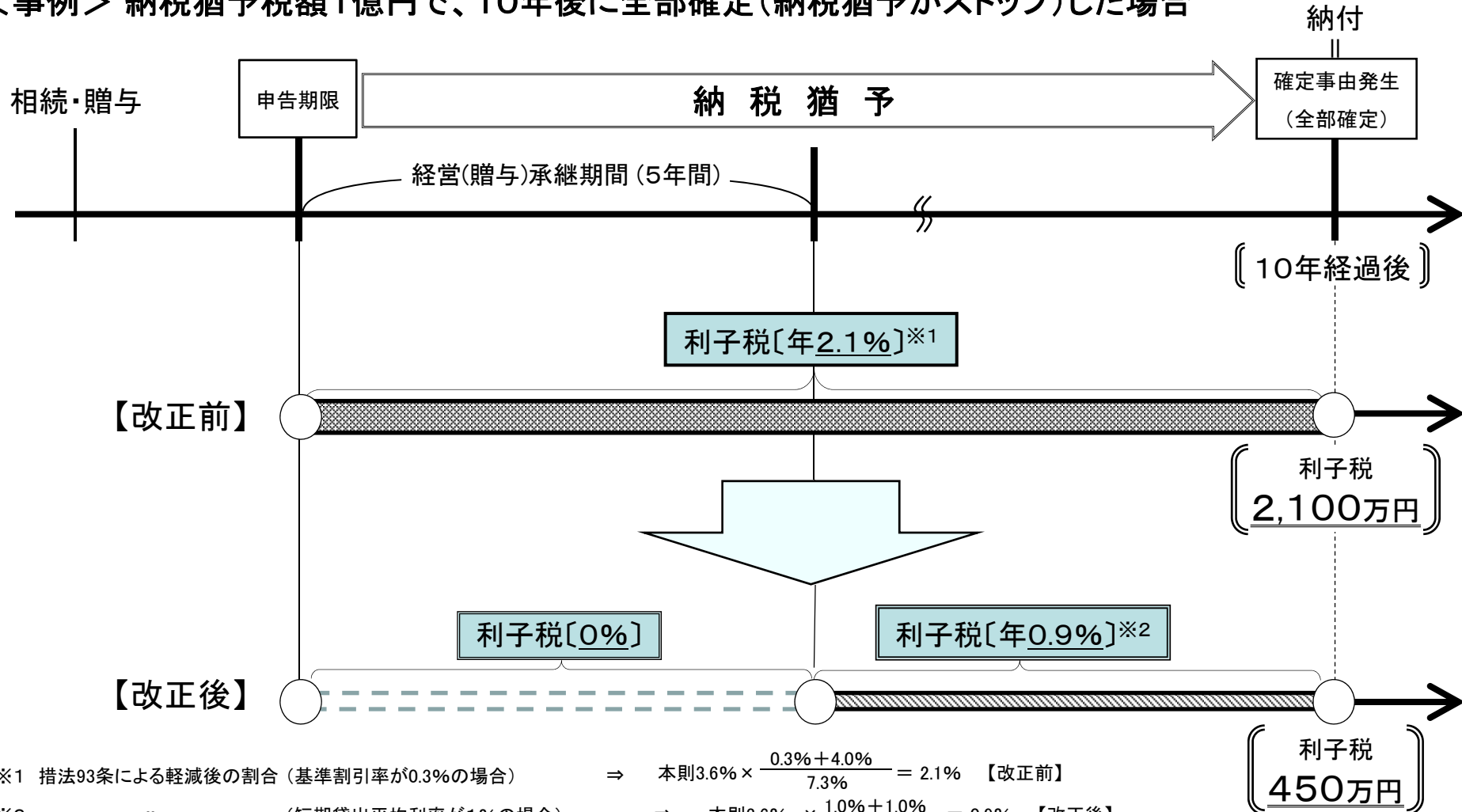
(注) 改正後の制度は、原則として、平成27年1月1日以後の相続若しくは遺贈又は贈与に適用する。

利子税の負担軽減
 経営承継期間(5年間)に対応する利子税の免除 [イメージ]

[25年度改正]

経営(贈与)承継期間(5年間)経過後に猶予税額の全部又は一部を納付する場合には、当該期間中の利子税を課さない。

<事例> 納税猶予税額1億円で、10年後に全部確定(納税猶予がストップ)した場合



※1 措法93条による軽減後の割合(基準割引率が0.3%の場合) ⇒ 本則3.6% × $\frac{0.3\% + 4.0\%}{7.3\%} = 2.1\%$ 【改正前】

※2 " (短期貸出平均利率が1%の場合) ⇒ 本則3.6% × $\frac{1.0\% + 1.0\%}{7.3\%} = 0.9\%$ 【改正後】

(注)1 確定事由が生じた日から2月を経過する日を、納税猶予期限とする。

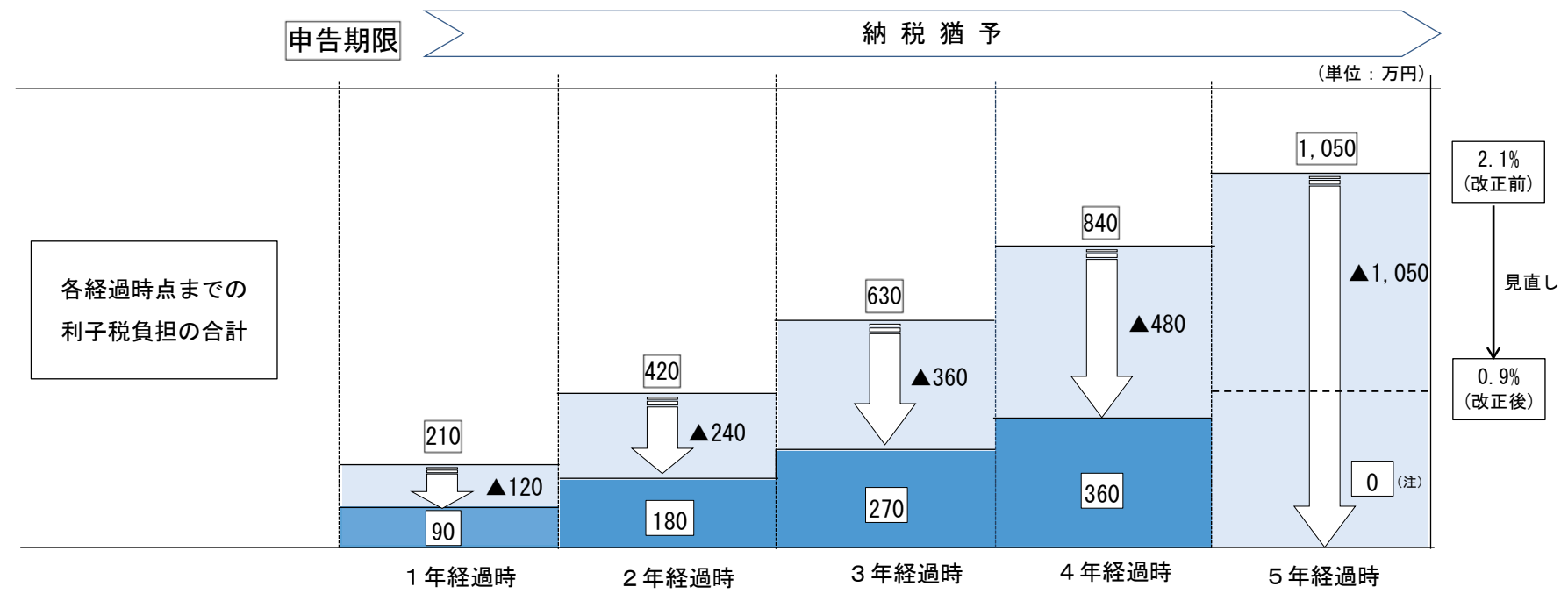
2 改正後の制度は、原則として、平成27年1月1日以後の相続若しくは遺贈又は贈与について適用する。また利子税率の軽減(上図2.1%→0.9%)は、平成26年1月1日以後の期間に適用する。

3 改正後の制度においても、経営(贈与)承継期間内に確定事由が生じた場合には、納税猶予期限までの期間中の利子税(年0.9%)を納付しなければならない。

(参考1) 利子税負担の軽減 (～5年経過時)

〔25年度改正〕

〔猶予税額が1億円の場合 (イメージ) 〕



(単位：万円)

	利子税率		1年経過時		2年経過時		3年経過時		4年経過時		5年経過時	
	特例	(本則)		改正による差額		改正による差額		改正による差額		改正による差額		改正による差額
改正前	2.1%	(3.6%)	210	-	420	-	630	-	840	-	1,050	-
改正後	0.9%	(3.6%)	90	▲120	180	▲240	270	▲360	360	▲480	0	▲1,050

※ 改正前の利子税率(特例)は、基準割引率が0.3%の場合。⇒ 本則 $3.6\% \times \frac{0.3\% + 4.0\%}{7.3\%} = 2.1\%$

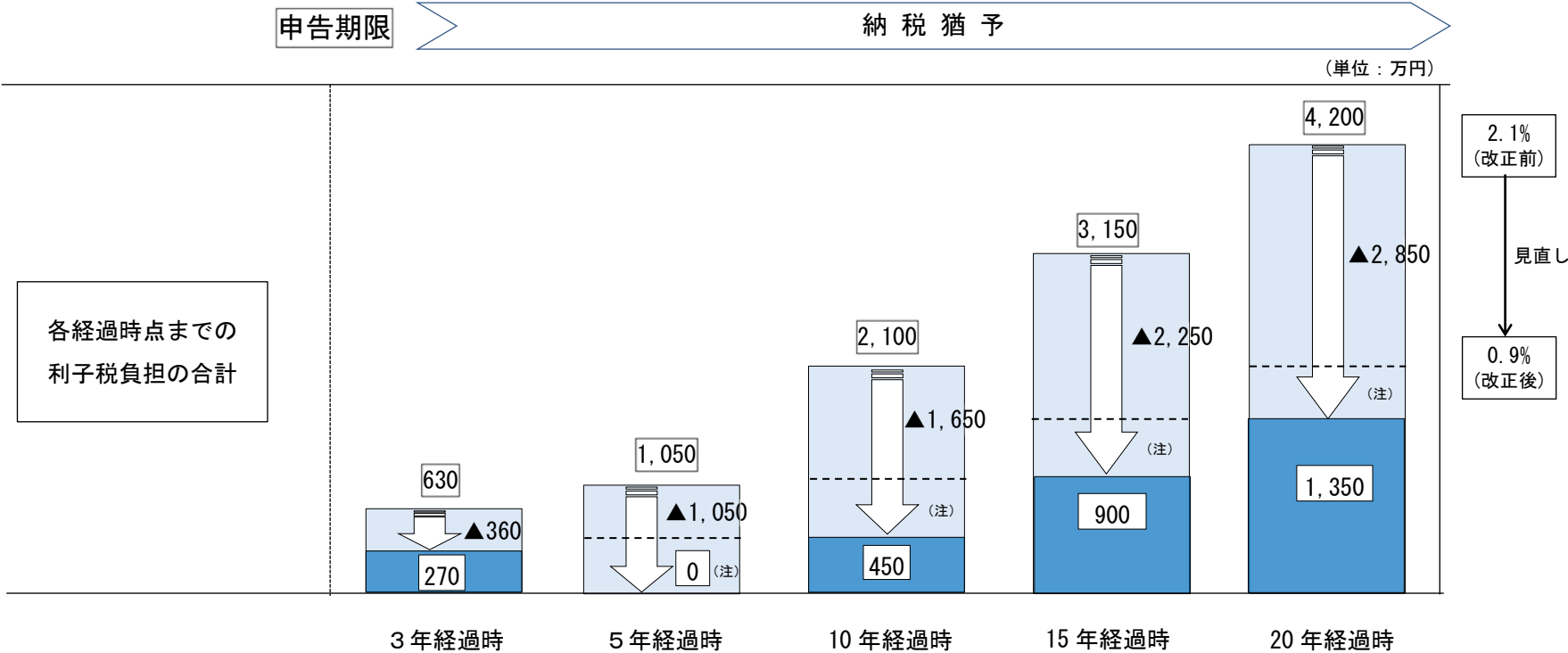
※ 改正後の制度は、延滞税等の見直しを踏まえて計算した場合(短期貸出平均利率が1%の場合)。⇒ 本則 $3.6\% \times \frac{1.0\% + 1.0\%}{7.3\%} = 0.9\%$

(注) 改正後は、納税猶予期間が5年を超える場合には、経営(贈与)承継期間(5年間)分の利子税(上図の場合450万円)が免除される(原則として、平成27年1月1日以後の相続若しくは遺贈又は贈与について適用する。)

(参考2) 利子税負担の軽減 (～20年経過時)

〔25年度改正〕

〔猶予税額が1億円の場合 (イメージ) 〕



	利子税率		3年経過時		5年経過時		10年経過時		15年経過時		20年経過時	
	特例	(本則)	改正による差額	改正による差額	改正による差額	改正による差額	改正による差額	改正による差額	改正による差額			
改正前	2.1%	(3.6%)	630	-	1,050	-	2,100	-	3,150	-	4,200	-
改正後	0.9%	(3.6%)	270	▲360	0	▲1,050	450	▲1,650	900	▲2,250	1,350	▲2,850

※ 改正前の利子税率(特例)は、基準割引率が0.3%の場合。⇒ 本則 $3.6\% \times \frac{0.3\% + 4.0\%}{7.3\%} = 2.1\%$

※ 改正後の制度は、延滞税等の見直しを踏まえて計算した場合(短期貸出平均利率が1%の場合)。⇒ 本則 $3.6\% \times \frac{1.0\% + 1.0\%}{7.3\%} = 0.9\%$

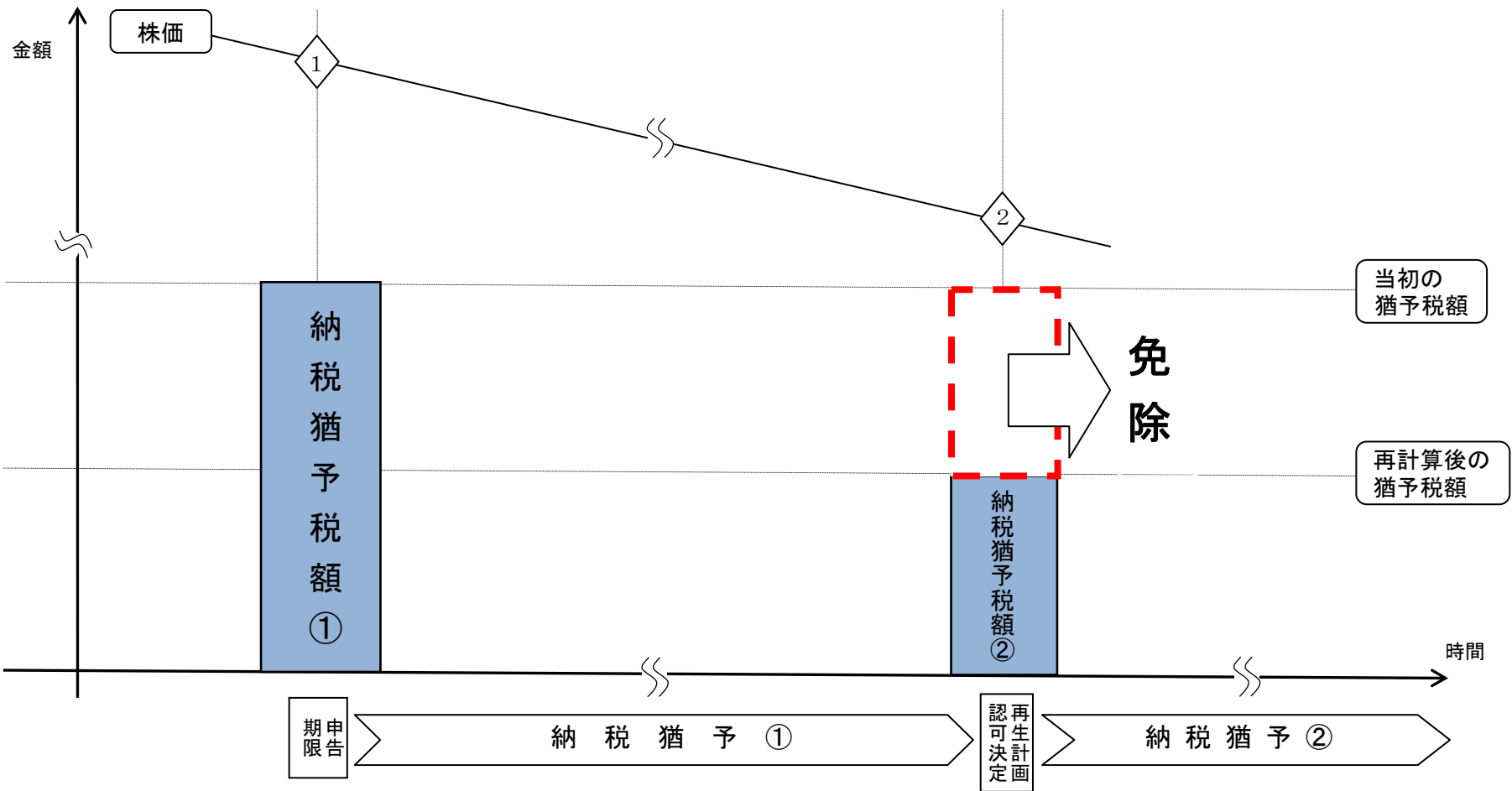
(注) 改正後は、納税猶予期間が5年を超える場合には、経営(贈与)承継期間(5年間)分の利子税(上図の場合450万円)が免除される(原則として、平成27年1月1日以後の相続若しくは遺贈又は贈与について適用する。)

納税猶予税額の再計算の特例の創設（猶予税額の一部免除）〔イメージ〕

[25 年度改正]

認可決定を受けた民事再生計画等に基づき財産価額の評定が行われた場合には、

- ・ 認可決定日における株式等の価額に基づき納税猶予税額を再計算し、再計算後の猶予税額について納税猶予を継続する。
- ・ 再計算後の猶予税額と当初の猶予税額との差額については、免除する。



(注) 1 上図は、当初の猶予税額について一部確定がない場合である。

2 認可決定日前5年以内に会社から支払われた配当等については、納付しなければならない。

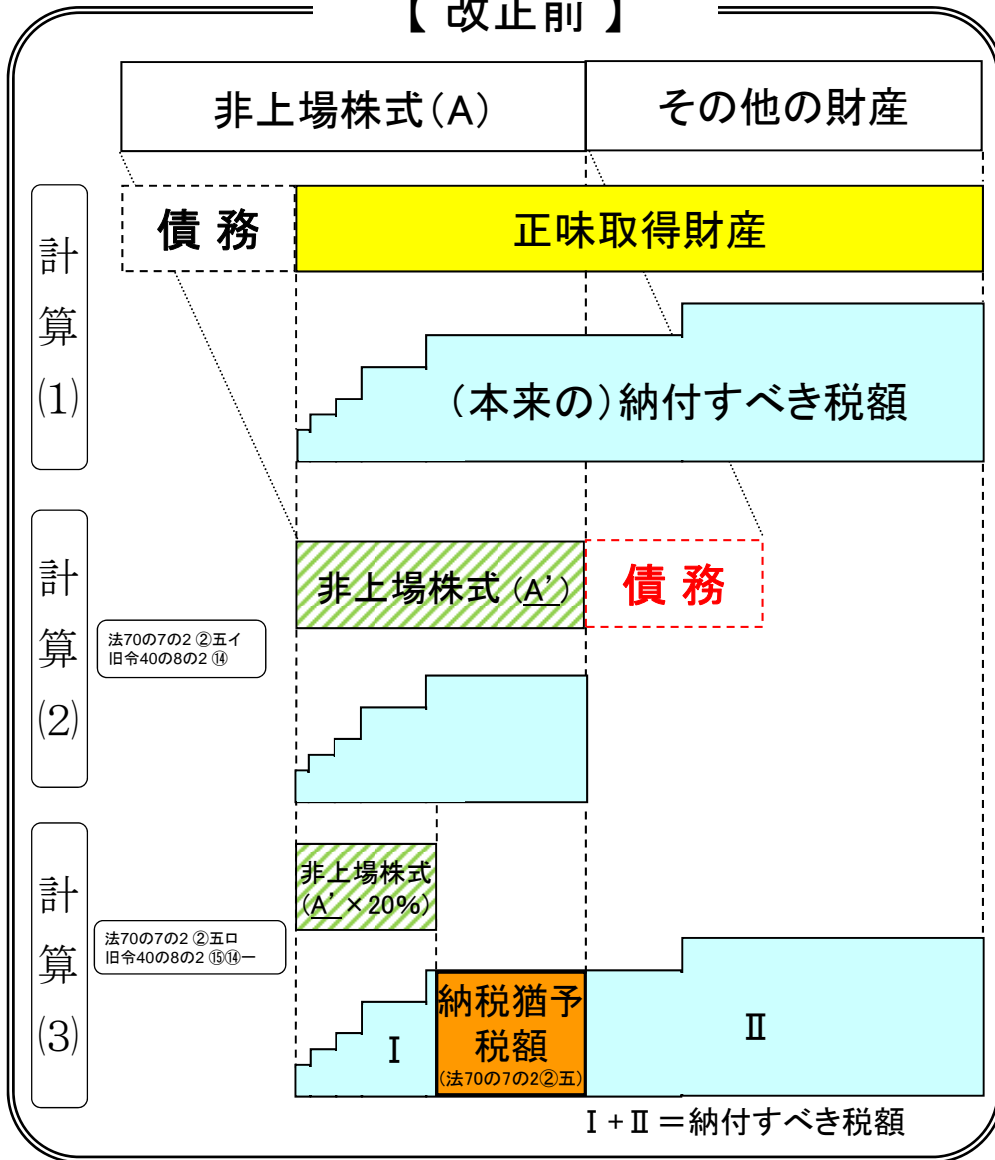
3 改正後の制度は、原則として、平成27年1月1日以後の相続若しくは遺贈又は贈与について適用する。

〔非上場株式等についての相続税の納税猶予・免除〕

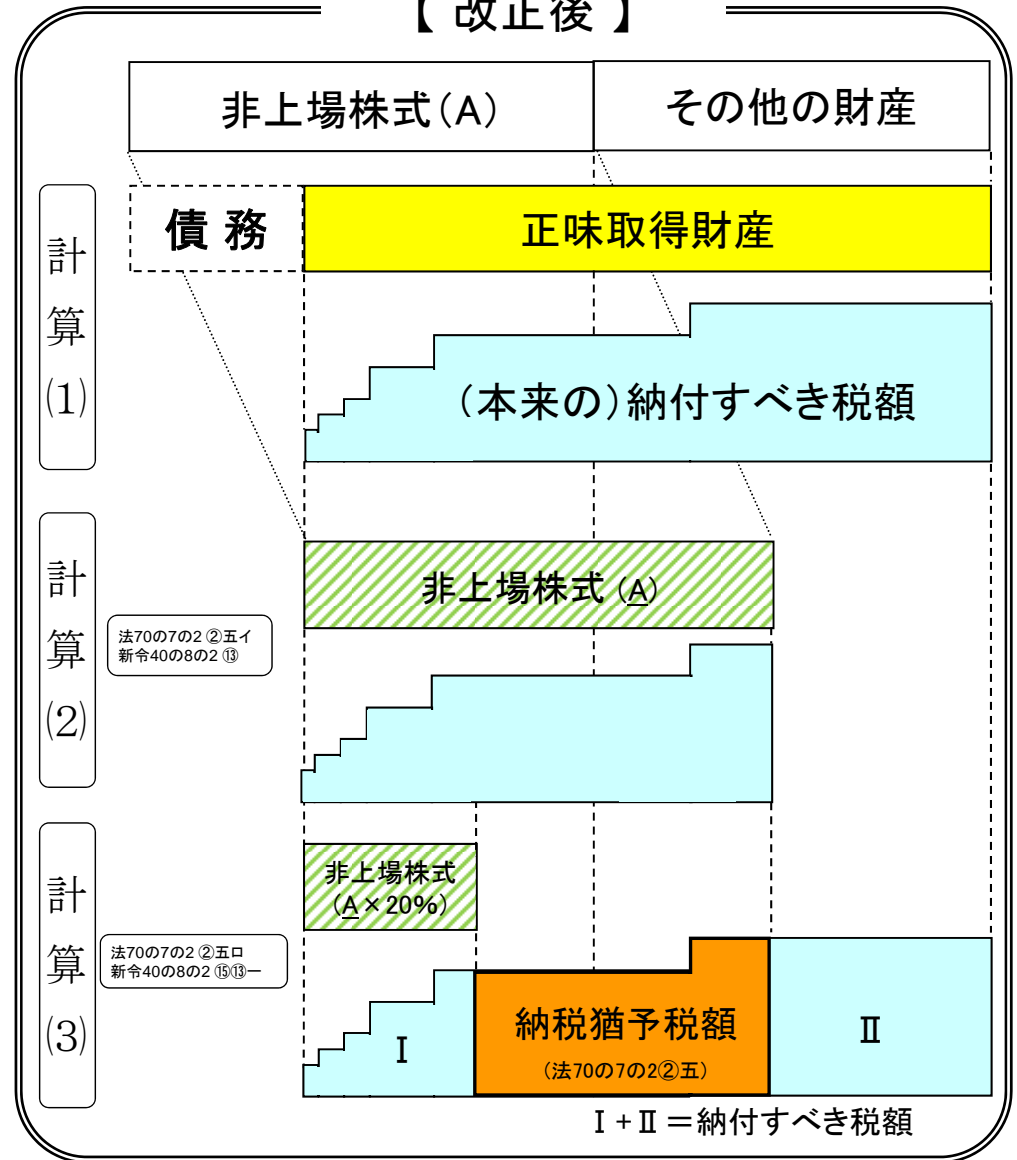
納税猶予税額の計算方式（債務控除に係る計算方法の見直し）

〔25年度改正〕

【改正前】



【改正後】



(注) 改正後の制度は、平成27年1月1日以後の相続又は遺贈について適用する。

資産管理会社の要件の見直し

[25年度改正]

資産管理会社

資産保有型会社 …… $\frac{\text{特定資産の合計額}}{\text{総資産額}} \geq 70\%$

資産運用型会社 …… $\frac{\text{特定資産の運用収入の合計額}}{\text{総収入金額}} \geq 75\%$

(注)「特定資産」とは、次に掲げる資産をいう。

- ① 有価証券等
- ② 現に自ら使用していない不動産
- ③ ゴルフ会員権・レジャー会員権
- ④ 絵画、彫刻、工芸品、貴金属等
- ⑤ 現預金、代表者・同族関係者等に対する貸付金・未収金

資産管理会社に該当する会社については、
 ⇒ 事業承継税制の適用が受けられない。
 ⇒ 猶予期限が確定する(納税猶予ストップ)。

ただし、次の要件の全てを満たす会社は、適用可

【改正前】

① 3年以上、商品販売・貸付け等を行っていること

② 常時使用従業員が5人以上であること

③ 事務所等を所有又は賃借していること

【改正後】

3年以上、商品販売・貸付け(同族関係者に対する貸付けを除く。)等を行っていること

後継者・生計を一にする親族以外の常時使用従業員

(同左)

(注) 改正後の制度は、原則として、平成27年1月1日以後の相続若しくは遺贈又は贈与について適用する。

総収入金額の計算方法の見直し

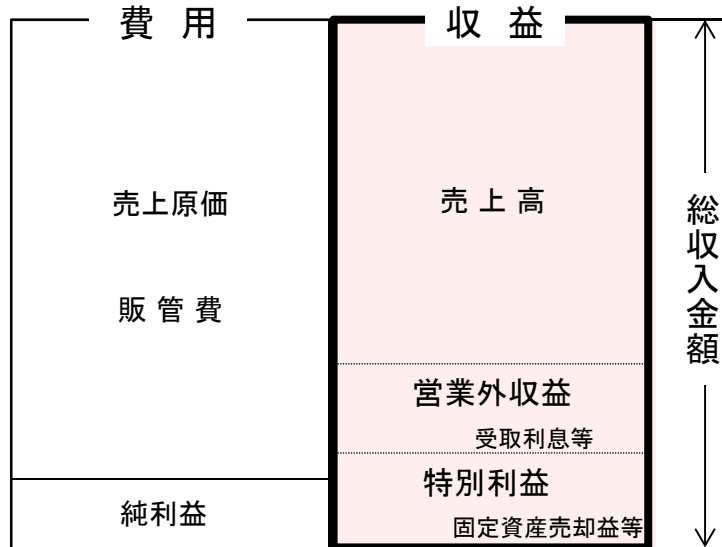
〔25年度改正〕

納税猶予の取消事由である「総収入金額が零となった場合」について、次のように見直す。

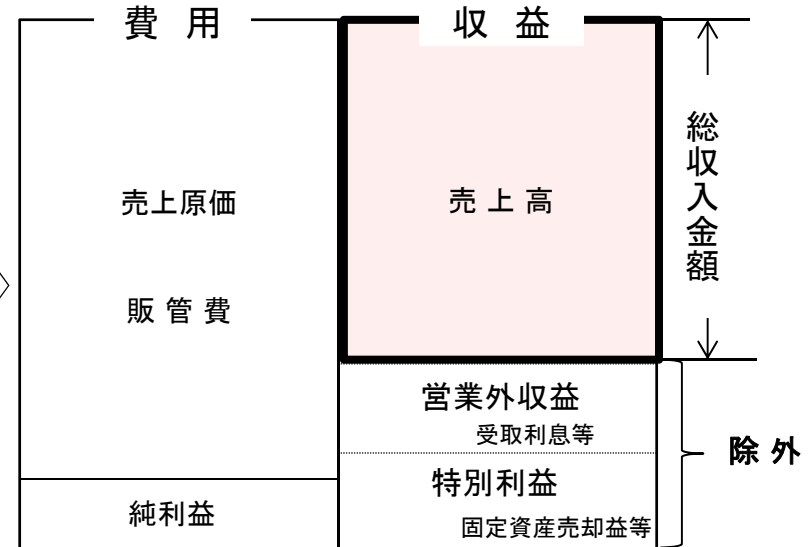
【改正前】 総収入金額が零となった場合

【改正後】 総収入金額(主たる事業活動から生じる収入の額に限る。)が零となった場合

【改正前】



【改正後】

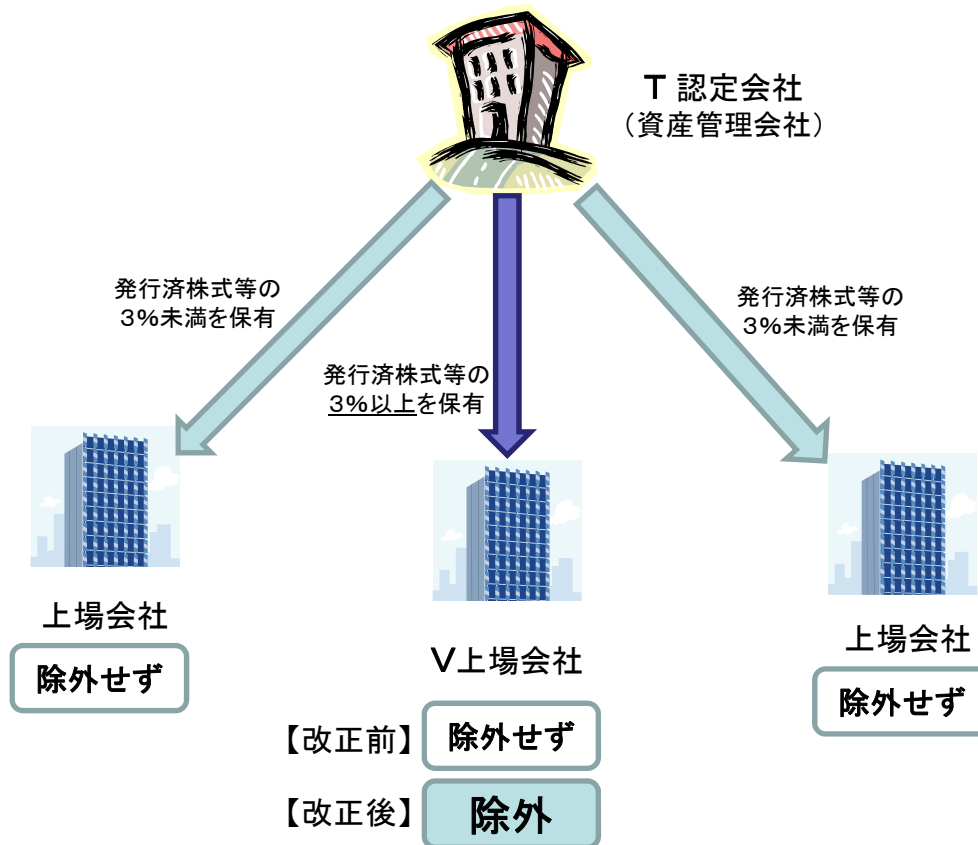


(注) 改正後の制度は、原則として、平成27年1月1日以後の相続若しくは遺贈又は贈与について適用する。

認定会社が上場株式等を有する場合の納税猶予税額の計算方法の見直し

[25年度改正]

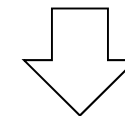
資産管理会社である認定会社等が上場会社等の大口株主等(1銘柄につき3%以上保有)となっている場合には、納税猶予税額の計算上、その上場会社等の株式等相当額を除外する。



○納税猶予税額の計算イメージ

T認定会社の貸借対照表

(資産の部)	(負債の部)
A	B
上場株式等 V	(純資産の部) N (= A - B)



算定除外※

納税猶予税額計算上
のT社の株価

$$= (N - \underline{V}) \div S$$

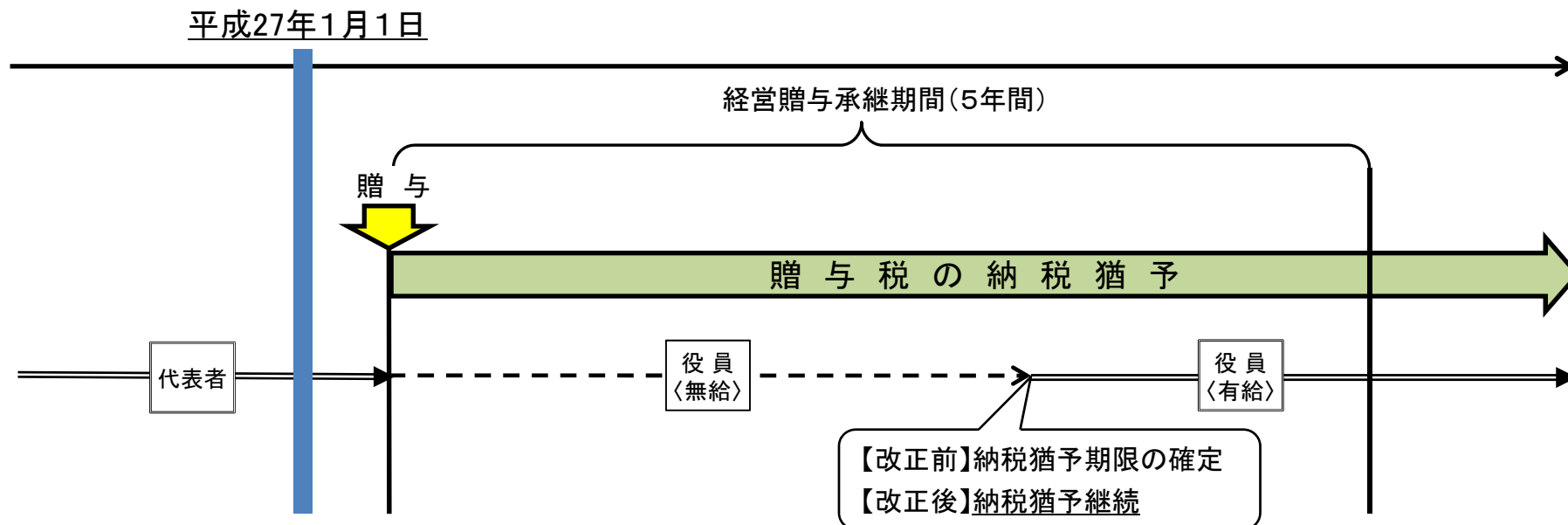
[S: T社の発行済株式総数]

※ 一定の外国会社及び医療法人についても、同様に除外される。
(注) 改正後の制度は、原則として、平成27年1月1日以後の相続若しくは遺贈又は贈与について適用する。

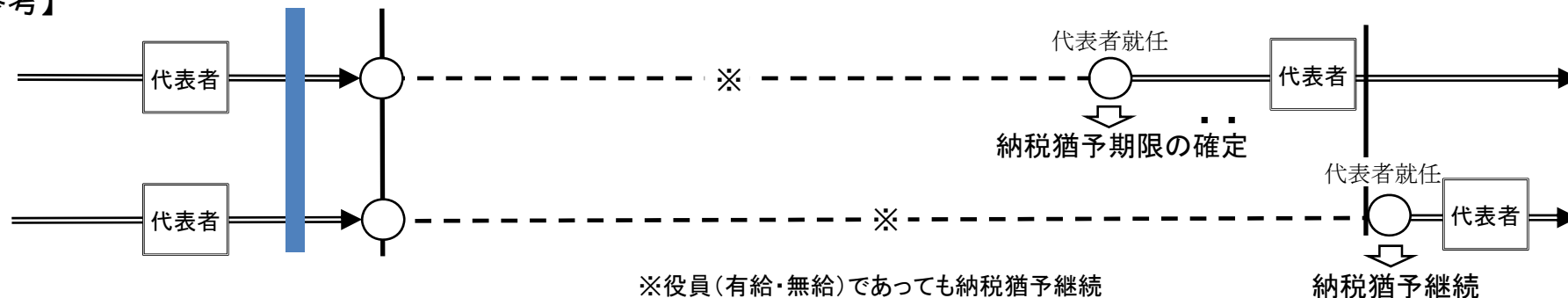
〔非上場株式等についての贈与税の納税猶予・免除〕
先代経営者の役員退任要件の廃止

〔25年度改正〕

役員である贈与者が認定会社から給与の支給等を受けた場合であっても、納税猶予の継続を可能とする。



【参考】



※役員(有給・無給)であっても納税猶予継続

納税猶予継続

(注) 改正後の制度は、原則として、平成27年1月1日以後の贈与について適用する。

「相続等により取得した非上場株式に係るみなし配当課税の特例」の拡充

[25年度改正]

〔改正前の特例の概要〕

相続等により非上場株式を取得した者が、その相続税の申告期限の翌日以後3年以内に、その株式を発行会社に譲渡した場合には、みなし配当課税を行わない。(⇒ 株式譲渡益として課税)

〔改正の内容〕 ～適用対象者の範囲の拡充～

【改正前】

・ 相続又は遺贈により非上場株式を取得した者



【改正後】

・ 相続又は遺贈により非上場株式を取得した者
 ・ " 取得したとみなされる者

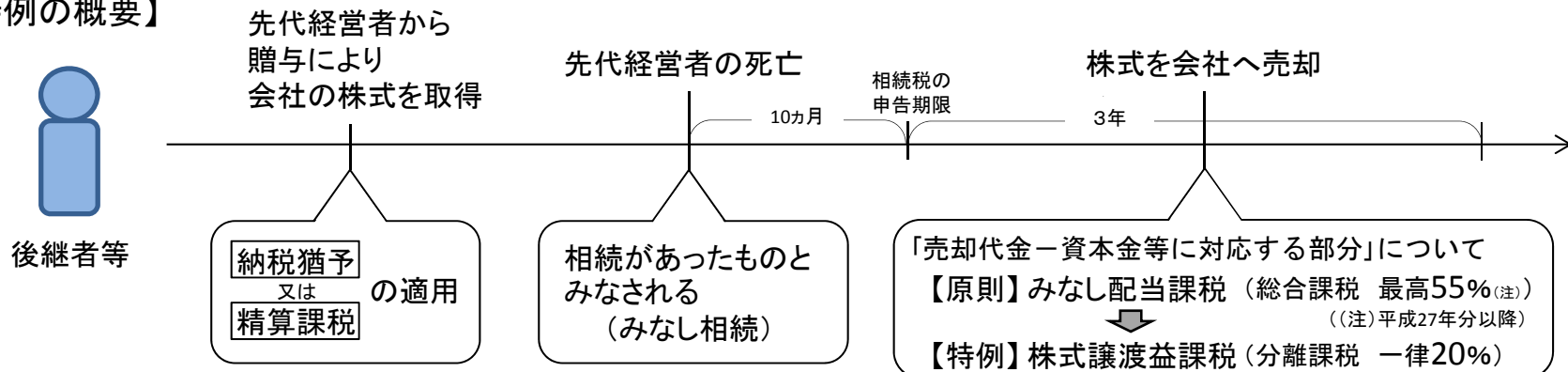
※ 事業承継との関係

次の①・②の者は、(相続等により非上場株式を取得していない場合であっても)発行会社に株式を譲渡したときに、みなし配当課税を行わず、株式譲渡益として課税する特例の適用が可能となる。

⇒ 会社への株式売却による納税資金の捻出が可能に。

- ① 贈与税の納税猶予制度の適用後、贈与者が死亡した場合に「相続等により非上場株式を取得したとみなされる後継者」
- ② 相続等により財産を取得しなかった相続時精算課税適用者のうち「相続等により非上場株式を取得したとみなされる者」

【特例の概要】



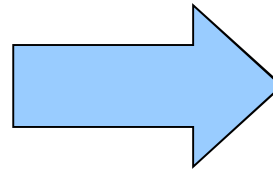
(注) 改正後の制度は、平成27年1月1日以後の相続又は遺贈により非上場株式を取得したとみなされる個人について適用する。

制度の名称変更

[25年度改正]

【改正前】

非上場株式等についての
贈与税の納税猶予



【改正後】

非上場株式等についての
贈与税の納税猶予及び免除

～改正の趣旨～

- 制度のメリット(免除)が端的に表現されていない
→ 中小企業オーナーの多くが「贈与税が猶予されるだけで、最終的には利子税とともに納付しなければならない」と誤解。
(参考)「災害等による納税猶予」(通則法46)や「住宅用宅地に係る不動産取得税の徴収猶予」(地法73の25)は、納税の免除はしない。
- 制度の活用促進を図るため、最大限の措置を講じる必要
→ 制度の活用促進策を、相続税の見直しと併せて行うことは、重要な政策課題(抜本改革法7四イ)。
- 名称変更は、有効かつ適切な活用促進策

(参考)

租税特別措置法 第70条の7

第1項 ……納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、……その納税を猶予する。

第16項 ……猶予中贈与税額に相当する贈与税は、免除する。

(注) 第70条の7の2 非上場株式等についての相続税の納税猶予

第70条の7の4 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予 も同様とする。

(注) 農地等についての相続税・贈与税の納税猶予(第70条の4, 第70条の6)

山林についての相続税の納税猶予(第70条の6の4)も同様とする。

納税猶予期限の確定事由(相続税)

○ 経営承継相続人等に係るもの

確定事由
1. 認定承継会社の代表権を有しないこととなった場合
2. 同族関係者と合わせて有する議決権の数が、総株主等議決権数の50%未満となった場合
3. 同族関係者内で筆頭株主でなくなった場合
4. 特例非上場株式等の一部の譲渡等をした場合
5. 特例非上場株式等の全部の譲渡等をした場合
6. 納税猶予の適用をやめる旨の届出をした場合

○ その他

確定事由
1. 継続届出書が提出期限までに所轄税務署長に提出されなかった場合
2. 税務署長の担保変更命令に応じなかった場合
3. 継続届出書に記載された事項と相違する事実が判明した場合
4. 経営承継相続人等の相続税等の負担が不当に減少する結果となると認められる場合

○ 認定承継会社に係るもの

確定事由	
1. 常時使用従業員の数が相続開始時の80%未満となった場合 ⇒ 【改正後】5年間平均で80%未満となった場合	
2. 会社分割をした場合 (吸収分割承継会社等の株式等を配当財産とする剰余金の配当があった場合に限る。)	
3. 組織変更をした場合 (認定承継会社の株式等以外の財産の交付があった場合に限る。)	
4. 解散した場合	
5. 資産保有型会社又は資産運用型会社に該当した場合(事業実態がある場合を除く。) ※ 【改正後】常時使用従業員から生計を一にする親族等を除外する等所要の見直し	
6. 総収入金額がゼロとなった場合 ※ 【改正後】主たる事業活動から生じる収入の額に限る。	
7. 減資をした場合(欠損填補目的等を除く)	
8. 準備金の減少をした場合(欠損填補目的等を除く)	
9. 合併により消滅した場合	経営承継期間内(適格合併を除く) 適格合併をした場合 (吸収合併存続会社等の株式以外の財産の交付を受けた場合に限る。)
	経営承継期間経過後 (吸収合併存続会社等の株式以外の財産の交付を受けた場合に限る。)
10. 株式交換等により完全子会社となった場合	経営承継期間内(適格交換等を除く) 適格交換等をした場合 (株式交換完全親会社等(注)の株式以外の財産の交付を受けた場合に限る。)
	経営承継期間経過後 (株式交換完全親会社等(注)の株式以外の財産の交付を受けた場合に限る。)
11. 上場会社となった場合	
12. 風俗営業会社となった場合	
13. 特定特別子会社が風俗営業会社となった場合	
14. 黄金株を経営承継相続人等以外の者が有することとなった場合	
15. 議決権を制限した場合	株式会社
	持分会社

(注) 1. 改正後の制度は、原則として、平成27年1月1日以後の相続又は遺贈について適用する。

2. 株式交換等により認定承継会社が他の会社の完全子会社となった場合の当該他の会社をいう。

※ 網掛け部分: 経営承継期間経過後も期限確定事由となるもの

納税猶予期限の確定事由(贈与税)

○ 経営承継受贈者に係るもの

確定事由
1. 認定贈与承継会社の代表権を有しないこととなった場合
2. 同族関係者と合わせて有する議決権の数が、総株主等議決権数の50%未満となった場合
3. 同族関係者内で筆頭株主でなくなった場合
4. 特例受贈非上場株式等の一部の譲渡等をした場合
5. 特例受贈非上場株式等の全部の譲渡等をした場合
6. 納税猶予の適用をやめる旨の届出をした場合

○ 贈与者に係るもの

確定事由
1. 認定贈与承継会社の代表権を有することとなった場合
2. 認定贈与承継会社の役員(代表権を有する者を除く。)となり、給与の支給を受けた場合 ⇒ 【改正後】廃止

○ その他

確定事由
1. 継続届出書が提出期限までに所轄税務署長に提出されなかった場合
2. 税務署長の担保変更命令に応じなかった場合
3. 継続届出書に記載された事項と相違する事実が判明した場合
4. 経営承継受贈者等の相続税等の負担が不当に減少する結果となると認められる場合

(注)1. 改正後の制度は、原則として、平成27年1月1日以後の贈与について適用する。

2. 株式交換等により認定贈与承継会社が他の会社の完全子会社となった場合の当該他の会社をいう。

※ 網掛け部分: 経営贈与承継期間経過後も期限確定事由となるもの

○ 認定贈与承継会社に係るもの

確定事由	確定事由
1. 常時使用従業員の数が贈与時の80%未満となった場合 ⇒ 【改正後】5年間平均で80%未満となった場合	
2. 会社分割をした場合 (吸収分割承継会社等の株式等を配当財産とする剰余金の配当があった場合に限る。)	
3. 組織変更をした場合 (認定贈与承継会社の株式等以外の財産の交付があった場合に限る。)	
4. 解散した場合	
5. 資産保有型会社 [※] 又は資産運用型会社 [※] に該当した場合(事業実態がある場合を除く。) ※ 【改正後】常時使用従業員から生計を一にする親族等を除外する等所要の見直し	
6. 総収入金額 [※] がゼロとなった場合 ※ 【改正後】主たる事業活動から生じる収入の額に限る。	
7. 減資をした場合(欠損填補目的等を除く)	
8. 準備金の減少をした場合(欠損填補目的等を除く)	
9. 合併により消滅した場合	経営承継期間内(適格合併を除く) 適格合併をした場合 (吸収合併存続会社等の株式以外の財産の交付を受けた場合に限る。)
	経営承継期間経過後 (吸収合併存続会社等の株式以外の財産の交付を受けた場合に限る。)
10. 株式交換等により完全子会社となった場合	経営承継期間内(適格交換等を除く) 適格交換等をした場合 (株式交換完全親会社等(注)の株式以外の財産の交付を受けた場合に限る。)
	経営承継期間経過後 (株式交換完全親会社等(注)の株式以外の財産の交付を受けた場合に限る。)
11. 上場会社となった場合	
12. 風俗営業会社となった場合	
13. 特定特別子会社が風俗営業会社となった場合	
14. 黄金株を経営承継受贈者以外の者が有することとなった場合	
15. 議決権を制限した場合	株式会社
	持分会社